

(2) 収入の種類

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
<p>申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金，厚生年金，恩給等（ただし，遺族年金，障害年金は対象になりません。） ○ 給与，賞与，残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。） ○ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含みます。） ○ 日雇い等による所得 ○ その他，利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護の扶助料 ○ 各種の原爆被爆者手当 ○ 雇用保険金 ○ 労災保険金 ○ 休業補償 ○ 遺族が受給している恩給及び年金 ○ 障害年金，障害福祉年金 ○ 母子年金，母子福祉年金 ○ 老齢福祉年金 ○ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ○ 仕送り ○ 学費に充てるために給付される奨学金などの非課税所得並びに退職金及び譲渡所得などの一時的な所得

(注) 過去又は現在に収入があっても，入居可能日までに退職される方は，収入は0円とします。

(3) 所得の合算

次のような場合は，所得を合算して計算してください。

- 申込世帯の中で，2人以上に収入があるときは，収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例：年金と給与，給与と事業所得等）は，年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。（19ページの計算例参照）
- 1人で同じ種類の収入を2カ所以上から得ているとき（例：2カ所以上から給与を得ている，2種類の年金を得ている等）は，まず総支給額を合算してから年間総所得金額を出します。